

1 日 時：令和5年10月4日（水）午前10時00分～午前11時50分

2 場 所：千葉市役所 XL301会議室

3 出席者：（委員）

中村 礼奈、國吉 浩二、野口 泰三、山崎 さなえ
（教育委員会職員）

秋幡 浩明 教育次長、川名 正雄 学校教育部長、長谷川 信 学事課長、
伊藤 淳 教育改革推進課長、八斗 孝之 教育指導課長、保田 裕介 教育支援課長、
酒井 隆夫 保健体育課長、細川 義文 教育センター所長
小谷 泰也 養護教育センター所長

（事務局）

高橋 泰雄 教育支援課主任指導主事

宮本 裕子 教育支援課指導主事

板垣 幸祐 教育支援課指導主事

4 議 題

（1）開会

（2）教育委員会挨拶

（3）報告

第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について
今年度のいじめの問題に関する取組について

（4）協議

（5）連絡

（6）閉会

5 議事の概要

（1）開会

保田教育支援課長の進行により開会。

（2）教育委員会挨拶

秋幡教育次長から挨拶。

（3）報告

事務局から、「第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」の議事について、資料をもとに説明をした。

事務局から、本市のいじめの問題に関する取組について、説明をした。

（4）協議

6 会議経過

（1）開会

（保田教育支援課長）

本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか？

（高橋主任主導主事）

はい。傍聴人の方をお願いします。本日の会議については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報を含むため、協議事項からは、非公開となります。傍聴人の方には御退席いただきますので、予めお知らせします。よろしくをお願いします。

（保田教育支援課長）

本日は、大変お忙しいところ「第2回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」に御出席いただきましてありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、秋幡教育次長より御挨拶申し上げます。

（2）教育委員会挨拶

（秋幡次長）

本日は、公務御多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

学校は、8月27日に夏休みを終え、小学校では宿泊学習、中学校では部活動の新人戦や合唱コンクールに取り組んでいるところです。明日5日は、前期終業式を迎え、秋休みに入ります。夏休みが明けてから、保護者または学校から「いじめ問題」についての相談が教育委員会にも数多く寄せられています。教育委員会といたしまして、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の三つの柱を中心に、法的な手続きに即した対応をするよう学校に支援して参ります。

さて、本日は、前回に引き続き、個別の事案についての検討が中心になると思われれます。改めて委員の皆様から御意見をいただき、精査を図ってまいりたいと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変御多用なことと存じますが、本市のいじめの問題への取組の一層の強化が図られるよう、特段の御尽力をお願い申し上げます。

(3) 報告

(保田教育支援課長)

それでは、この後の議事進行につきましては、中村委員長よりしくお願いいたします。

(中村委員長)

それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、「報告、第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について」、事務局よりお願いします。

(高橋主任指導主事)

それでは、まず資料3頁、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会議事録」を御覧ください。第1回の会議でございましたので、委員の紹介から始まり、本委員会の運営について説明いたしました。その後、本市のいじめ防止対策等について、本市のいじめ防止基本方針や学校いじめ基本方針について説明いたしました。議事録につきましては、千葉市のホームページに掲載されていますので、御確認ください。

(中村委員長)

何か、質問等がありますか。

続きまして「今年度のいじめ問題に関する取り組みについて」、事務局より説明をお願いします。

(高橋主任指導主事)

それでは、まず資料7頁、「いじめ対応研修会 開催案内要項」を御覧ください。このいじめ対応研修会は、管理職を対象に、令和3年度より悉皆研修として開催しているものです。研修会の目的は、いじめ防止対策推進法に基づく対応やいじめ事案に対する適切な組織対応の在り方について、管理職に求められる知識と理解を深めることです。そのため、教育支援課から本市のいじめの概要についての説明に加え、文部科学省児童生徒課生徒指導室のいじめ・自殺等対策専門官を講師にお招きし、直接、行政説明を受けています。

今年度から子ども家庭庁が発足し、いじめ重大事態が発生した場合の手続き等が変わりました。文部科学省から直接説明を受ける中で、法的な解釈はもちろんのこと、国の最新の動向について管理職の理解が深まるよう、研修の内容について更に充実させていきたいと考えております。

続いて、資料10頁「小・中・特別支援学校生徒指導主任研修会 開催案内、要項」を御覧ください。この研修会では、「千葉市いじめ防止基本方針」に基づいて各学校が「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ防止指導計画」を策定する際の注意点について説明しています。最終的には、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載することになっています。また、この研修会では、指導主事から「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応ができるよう説明をし、校内でミドルリーダー的役割と生徒指導体制構築の要となる生徒指導主事の資質と対応力向上を目指しております。なお、研修会で使用したスライドは、13頁から15頁を御覧ください。

続いて資料13頁「中・高生徒指導推進研究協議会 通知文、要項」を御覧ください。この協議会は、中学校と高等学校が連携を図ることで、生徒指導上の諸問題の解決を目指して実施しております。例年、中学校と高等学校の代表1校に、各校の生徒指導の取組についての実践発表をお願いし、協議と情報交換を行っています。各校種による教育課程や生徒指導体制の違いを理解するだけでなく、中高の連携はもちろんのこと小学校を含めた小中高12年間の連携が重要であることを再認識しまし

た。また、この協議会では、スクールロイヤーである弁護士から「いじめ防止対策推進法といじめ対応について」を演題にして、講義していただきました。法律の専門家から、いじめ防止対策推進法の構成や法に基づいた対応等について説明していただき、一段と法律についての理解を深めることができました。各校において、この協議会で学んだ法的な手続きに基づいていじめ対応ができるよう、学校現場に周知して参ります。

最後に資料18頁「要請訪問」の資料を御覧ください。この要請訪問は、令和3年度から実施しており、学校現場のニーズに合わせて指導主事が学校に出向いて研修を行い、教職員の生徒指導事案の対応力向上や知識の定着等を目指して実施しております。令和4年度末で42校を訪問し、令和5年度は9月末日現在で42校に訪問し、48校の申し込みをいただいております。研修内容は、いじめ事案の法に基づいた対応や適切な保護者対応等についての希望が多く、学校現場で対応等に苦慮していることが伝わってきます。教育支援課として、この要請訪問を更に充実していきたいと考えており、今後3年以内に千葉市全ての学校で実施していきたいと考えています。20頁、21頁につきましては、今年度、要請訪問を実施した学校の一覧が載っています。参考にしてください。説明は以上になります。

(中村委員長)

何か、質問や意見等がありますか。

(中村委員長)

中・高生徒指導推進研究協議会の説明の中で、中学校と高等学校だけでなく、小中高12年間の連携が重要であるとのことでしたが、小学校の先生も参加する協議会はあるのでしょうか。

(高橋主任指導主事)

生徒指導主事ではなく、教育相談担当者が小中高で行っている研修会があります。

生徒指導主事は、小中合同で年二回、中高で年1回の研修会があります。

(中村委員長)

協議会では弁護士を招いて講演をされたそうですが、例えばその映像をオンデマンドの形にして、見たい教員が見られるような対応はなさっていますか。

(高橋主任指導主事)

今回の弁護士の講演に限らず、4月に実施した管理職対象研修でお話いただいた、文部科学省の専門官の講演等も含めて、今後検討して参ります。

(中村委員長)

今後、御対応を検討いただくということをお願いします。

(中村委員長)

次に協議に移ります。この後は、個別の事案協議となりますので、傍聴者の皆様は御退席をお願いします。御協力をお願いします。

※傍聴人の退出

(7) 協議

議題(7)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。